

問題【社会】

日本国憲法の前文を埋めてみましょう

日本国民は、正当に(1)された(2)における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との(3)による成果と、わが国全土にわたって(4)のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び(5)の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が(6)に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、(7)の厳粛な信託によるものであつて、その(8)は国民に由来し、その(9)は国民の代表者がこれを行使し、その(10)は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

豆知識 雑学コラム

最高法規を知ろう

さて、今回は日本国憲法の前文です。上の前文の一部をみただけで逃げそうになった人！ ちょっと待って！ 確かにいつも使っている言葉と違って、分かりにくいところも多いと思います。でも、日本国憲法がどのような目的と考へて出来ているのかを理解するのに非常に役立ちます。

例えば、最初の「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」というのは、日本は議会制民主主義を行うということです。これを憲法に明記することで、覆すことができないようになっています。また、「その福利は国民がこれを享受する」というのは、政治のもたらす福利(=いいこと)は、国民の代表者ではなく国民が受け取らなければならないということです。つまり、憲法に「独裁政治なんかさせないよ！」と書いてあるから、日本という国は守られているんです。

以前は20歳でしたが、今は18歳で選挙権が得られます。そういう言う意味でも、日本の「最高法規」である憲法を知ることは大切です。もちろん、テストに出るから！ って理由もありますけどね。

【解答】



- 10 福利
- 9 権力
- 8 権威
- 7 国民
- 6 国民
- 5 戦争
- 4 自由
- 3 協和
- 2 国家
- 1 憲法